

公 告

次のとおり**共同企業体方式**による条件付一般競争入札を執行するので、庄原市条件付一般競争入札実施要綱第6条の規定により公告する。

令和8年9月30日

庄原市長 八谷 恭介

記

1. 入札物件

東城ストックヤード施設新築工事<庄原市東城町久代>

予定価格 ¥218,100,000-（税抜）

工 期 庄原市議会議決の日から 令和9年10月29日まで

※本案件においては最低制限価格を設定し、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。なおこの価格は開札まで非公開とし、開札後に公表する。

最低制限価格の算出式は下記のとおりとし、この式によって算出された価格が上記予定価格の85%～92%の範囲内となれば、その価格に決定する。この範囲内とならない場合は、範囲内となるよう価格を調整後、決定する。

算出式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

なお最低制限価格の設定における具体的な事項については、「庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項」に記載しているので、よく参照のうえ入札に取り組むこと。

2. 施工の方式

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。なおこの条件については、つぎのとおりとする。

- (1) 共同企業体の構成員数は2とし、その組合せは、「3. 共同企業体における構成員の資格要件」に掲げる資格要件をすべて満たす者の組合せとする。
- (2) 構成員の出資比率の最小限度は30%以上とし、代表者の出資比率は50%を超えるものとする。
- (3) 共同企業体の結成は、各構成員の自由意志による任意の結成方法とする。
- (4) 共同企業体を結成した構成員は、この工事において他の共同企業体の構成員となることはできないこととする。

3. 共同企業体における構成員の資格要件

(1) 代表者の資格要件

- ① 令和8年度庄原市建設工事入札参加者名簿に記載されている建築工事のランクがAまたはBであること
- ② 令和8年度庄原市建設工事入札参加者名簿に記載されている建築工事のランクがその他の構成員の建築工事のランクより同位以上であること。なお同位の場合は、出資比率が最大であること
- ③ 平成28年4月1日以降において、「国土交通省告示第15号、業務報酬基準（設計料算定基準）別添2 建築物の用途等による類別 2から12に該当する建築物」（本公告文末にある別紙資料を参照のこと。）に示す種別の建築物の施工実績（新築、改築、増築または改修に限る。なお、延べ面積、木造・非木造の別は問わない。）を元請として有していること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率30%以上のものに限る。）

(2) その他の構成員の資格要件

令和8年度庄原市建設工事入札参加者名簿（建築工事）に記載されているランクがA、BまたはCであること

4. 入札に参加できる者の条件

次の事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 構成員において、「2. 施工の方式」、「3. 共同企業体における構成員の資格要件」に定める事項をすべて満たしていること
- (2) 構成員において、令和8年度庄原市建設工事入札参加者名簿（建築工事）に記載されている建築一式工事の平均完成工事高（令和8年7月1日付通知の入札参加資格等認定通知書による）において、企業体構成員の合計金額が本件の予定価格（消費税抜）以上あること
- (3) 本案件の入札参加資格申請期限までに、いずれの構成員においても庄原市税（事業者における法人市民税・固定資産税・軽自動車税、法人代表者個人における市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税、法人としての市県民税の特別徴収分）の滞納がないこと
- (4) 対象工事の公告日から開札日までの間のいずれの日において、いずれの構成員においても庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示第131号）または広島県建設業者等指名除外要綱の各規定による指名除外を受けていないこと
加えていずれの構成員においても建設業法（第28条第3項または第5項）の規定による営業停止処分を受けていないこと
- (5) その他庄原市条件付一般競争入札実施要綱第3条の規定による
…「庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項」内の、＜入札に参加するための資格について＞を参照してください。

5. 入札の執行方法

電子入札システムによる。なお書面による参加は、電子入札システムの利用登録をしている者においてパソコン機器等の不具合が起こる等、止むを得ない事情がある場合のみに認める。

電子入札システムの利用登録をしていない者の入札参加は認めない。

6. 落札者の決定

本件は、入札時に書類の提出を受け、庄原市契約規則第32条の規定に基づいて決定された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のを落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじにより落札者を決定する。

入札に参加するために必要な資格のない者のした入札は、無効とする。

7. 入札参加申請時に必要とする書類

提出資料	様式	記載及び内容に関する留意事項
特定建設工事共同企業体協定書	様式第1号	3部提出すること。書類を確認後、1部を市にて受領し、残り（代表者、他の構成員所有分）は返却する。 本書面は、袋とじすること。
委任状	様式第2号	1部提出すること。
電子メールアドレス届出書	様式第3号	代表者と書類の授受を行う電子メールアドレスについて、1つのみ記すこと。
建築物の施工実績を証明する書類 →平成28年4月1日以降において、「国土交通省告示第15号、業務報酬基準（設計料算定基準）別添2 建築物の用途等による類別2から12に該当する建築物」（※詳細は本公告文末にある別紙資料を参照のこと）に示す種別の建築物の施工実績（新築、改築、増築または改修に限る。な	—	代表者分のみ1部（1工事分）提出すること。 （書類の例）…コリnzの竣工時カルテ、自治体が発行する施工実績証明等 なお本書面により、「3. 共同企業体における構成員の資格要件」における入札参加者の施工実績を判定する。

提出資料	様式	記載及び内容に関する留意事項
お、木造・非木造の別は問わず、共同企業体としての施工実績は、出資比率 30%以上のものに限る。)を示す書類		

※様式ファイルについては、庄原市ホームページにおいて本公告文書をアップロードしているページ内に掲載している。

8. 入札書提出時に必要とする書類

提出資料	様式	記載及び内容に関する留意事項
工事費内訳書(任意の様式)	任意の様式	内訳書に記載した金額と入札書の内容は一致させること。一致しない場合は、入札を無効とする。 なお、工事内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。

9. 入札の日程等

	日時等	注意事項
入札参加申請	令和8年9月30日(水) ～10月15日(木) 9:30～16:00	電子入札システムにて、共同企業体の代表者が参加申請をすること。 なお参加申請時には、「7. 入札参加申請時に必要とする書類」で示した書類を、庄原市役所総務部管財課に持参すること。(提出は共同企業体のいずれかの者からであれば良い。) 電子入札システムによる参加申請と書類の提出のどちらが先になっても構わないが、これらは可能な限り同日に行うこと。
入札参加資格審査結果通知	令和8年10月16日(金) 9:00～16:00	電子入札システムによって、共同企業体の代表者に通知する。 なお左記に示す日程より早く通知する場合がある。
仕様書閲覧日時	令和8年9月30日(水) 公告開始時間より	庄原市ホームページ「入札・契約のページ」にて、仕様書の電子データ(PDF形式等)を公開する。
入札日時等	令和8年11月2日(月) …9:00～17:00 11月4日(水) …9:00～16:00	電子入札システムによる。 「工事費内訳書」については、電子入札システムから提出すること。
開札日時等	令和8年11月5日(木) 9:00～12:00	電子入札システムにより共同企業体の代表者に開札結果を通知する。また開札結果は庄原市ホームページに公表する。

10. 入札保証金 免除

11. 契約保証金 要

12. 条 件 前払金：請負金額の40%以内とする
部分払：有(3回を上限とする)
※令和8年度中の前払金及び部分払の合計支払い限度額は95,964,000円とする

13. 工事担当課 本庁 環境建設部 都市整備課 建築係（連絡先：0824-73-1151）

14. そ の 他

- (1) 本件においては落札者と当初仮契約を締結し、「庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（平成17年庄原市条例第226号）第2条の規定による庄原市議会（※）の議決を経たとき、これを本契約とする。
※現在12月議会（令和8年12月）を予定している。
- (2) 本件入札は庄原市契約規則、庄原市建設工事執行規則、庄原市条件付一般競争入札実施要綱及び庄原市電子入札実施要領の規定による。
- (3) 条件付一般競争入札のトップページ等にある「庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項」を参照した上で本件に取り組むこと。

入札に関する問合せ先：庄原市 総務部 管財課 契約係
(質疑書送付先) tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322
e-mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

(別紙資料)

国土交通省告示第 15 号、業務報酬基準（設計料算定基準）別添 2 建築物の用途等による類別 2
から 12 に該当する建築物

	建築物の用途等	
	第 1 類（標準的なもの）	第 2 類（複雑な設計等を必要とするもの）
2 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
3 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
4 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
5 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
6 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
7 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	－
8 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等
9 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等
10 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
11 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
12 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等